

不在者投票を 利用しよう!

進学・就職・旅行先など
行きやすい市町村 でも

投票が
できます!

選挙で投票に行くためには、18歳になって選挙権を持っていることと、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿には住民票がある市町村で登録されます。

そのため、進学や就職で引っ越ししたら、住民票を移すことが大切なですが、不在者投票の制度を使えば、引っ越し先など行きやすい市町村でも投票ができます!!

不在者投票の方法

僕はA市の選挙人名簿に登録されているからA市長選挙の投票が出来るよ。ただ、今はB町にいるから、B町で不在者投票をしようかな。



1 投票用紙等を
請求 (郵送 or オンライン)



A市長選挙だよ!

A市役所



選挙人名簿に
登録されている市町村の
選挙管理委員会

2 投票用紙等を
受け取る (郵送)



3 投票用紙等を
持参して投票

4 B町がA市へ
投票用紙を郵送



不在者投票って
簡単で便利だね!

福井県ご当地の明るい選挙のキャラクター
「あいせい」

『不在者投票についてもっと知りたい!』『不在者投票をしてみたい!』とお考えの方は、住民票のある市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎上記以外の不在者投票をいくつか簡単に紹介します。

不在者投票の種類	対象となる方
指定病院等における投票	都道府県選管が指定する病院・老人ホーム等の入院者や入所者
郵便等による投票	身体障害者・戦傷病者または要介護者
洋上投票（国政選挙のみ）	指定船舶に乗船して、日本国外の区域を航海しようとする船員

引越ししたら住民票を移しましょう! 住民票は選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに入れましょう。

